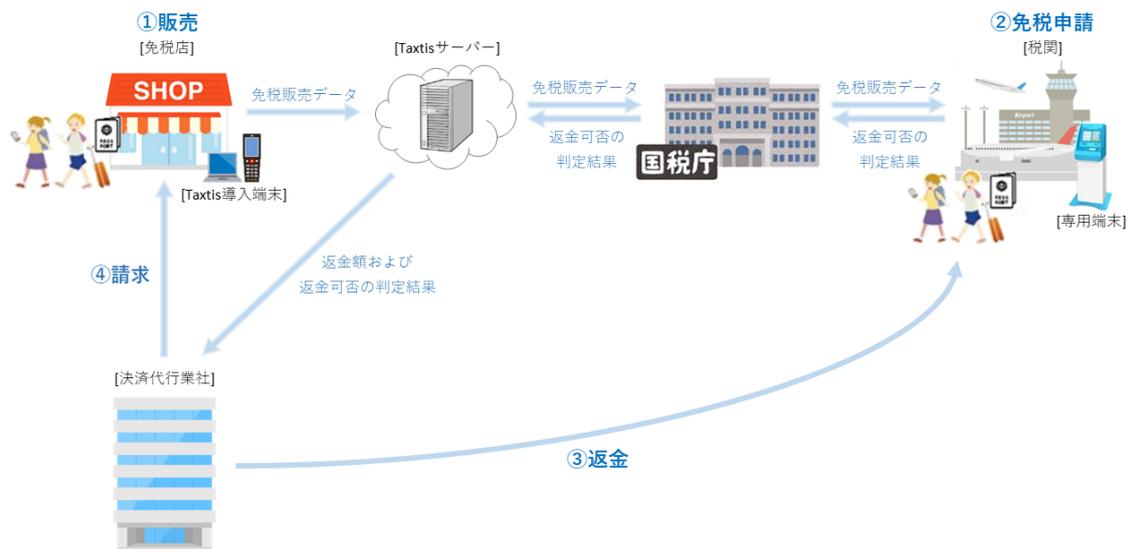


## 新免税制度「リファンド方式」への移行に伴う対応について

2026年11月1日より、新免税制度「リファンド方式」への移行が行われます。各免税店にてその場で免税が行われるのが現行の免税制度ですが、リファンド方式への移行後は、一旦課税で販売を行い、旅行者が出国時に自ら返金を行うことで税額分の還付を受けるという形へ変更されます。



※上記の図はあくまで当社システム(Taxtis)ご利用時のイメージです

### [制度改正後の免税手続きの手順]

- ① 免税店にて課税販売を行う(Taxtis 導入端末より免税販売データを送信)
- ② 空港等に設置された専用端末にて旅行者が出国時に免税申請を行う
- ③ 決済代行業者が旅行者へ免税店に代わり立替返金を行う(※返金可否確認の判定結果が可である場合)
- ④ 決済代行業者が立替金額を免税店へ請求

当社のパッケージ免税システム(Taxtis)においても、本制度変更に対応するためのシステム改修を実施いたします(※返金部は決済代行業者と連携し対応)。

新たに免税販売の実施をご検討中、あるいは現在ご利用中の免税システムが新免税制度へ対応せずお困りである場合等、ぜひ一度当社へお気軽にご相談ください。

令和8年2月  
株式会社近畿システムサービス